

(案)

資料 6

令和 8 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県地方独立行政法人神奈川県立
産業技術総合研究所評価委員会
委員長 岸本 喜久雄

意見書

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条第 1 項の規定により、貴職が地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の令和 7 年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を評価した、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所令和 7 年度業務実績評価書及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績評価書について、当評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

当該評価書の評価内容は〇〇である。

以上